

# 岩倉市市民活動助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地域が抱える諸課題の解決を図り、又は市民の福祉向上及びまちづくりに貢献する等の市民活動団体等が主体的に取り組むモデル的な事業（以下「助成対象事業」という。）について財政支援を行い、団体活動の活性化や市民活動等の拡充を図り、かつ、マルチパートナーシップを促進するための市民活動助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (助成対象事業)

第2条 助成対象事業の種類は、立ち上がり支援コース、はじめの一歩コース、市民提案・公益的事業コース及び行政提案・協働事業コースとし、それぞれの対象となる事業の内容は、公益性を有し、かつ、原則として市内で行われるものであって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

- (1) 立ち上がり支援コース 設立して1年以内の助成対象団体（助成の対象となる団体をいう。以下同じ。）が行う事業
- (2) はじめの一歩コース 設立して3年以内の助成対象団体が行う事業であって、年間を通して計画的に実施され、かつ、3年以上の継続した活動を予定するもの
- (3) 市民提案・公益的事業コース 助成対象団体が解決を目指す地域の公共的課題について、助成対象団体が自らテーマを設定し、提案する事業
- (4) 行政提案・協働事業コース 市が解決を目指す行政課題について、市があらかじめ設定したテーマに基づき、助成対象団体が自らの特性を生かして提案し、行政と協働で取り組む事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象事業としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 政治、宗教、思想活動等を目的とする事業
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (4) 法令に違反する事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

## (助成対象団体)

第3条 助成対象団体は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める団体とする。

- (1) 立ち上がり支援コース 次のいずれにも該当するもの
  - ア 助成金の申請を行う日において、設立して1年以内の団体
  - イ 3人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学しているもの
  - ウ 営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っている団体
  - エ 主な活動を市内で行っている団体
- (2) はじめの一歩コース 次のいずれにも該当するもの
  - ア 市民活動支援センター登録団体
  - イ 助成金の申請を行う日において、設立して3年以内の団体
- (3) 市民提案・公益的事業コース及び行政提案・協働事業コース 次のいずれかに該当するもの
  - ア 市民活動支援センター登録団体
  - イ 市内に拠点のある法人格を有する事業者  
(助成対象経費)

第4条 助成対象事業に要した経費のうち助成の対象となる経費は、別表第1のとおりとする。

(助成金の補助率等)

第5条 助成金は、助成対象経費から助成対象事業に係る収入を除いた額に補助率を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。）とする。ただし、限度額を超えることはできない。

2 助成金の補助率、限度額及び助成の回数は、別表第2に定めるとおりとする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体の代表者（以下「助成対象者」という。）は、岩倉市市民活動助成金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 構成員の名簿（立ち上がり支援コースに係る助成金の申請に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、同一の助成対象団体について、一の年度につき1

事業に限り提出することができる。

- 3 助成金の申請は、事業を実施する年度の前年度のうち市長が定めた期間中にしなければならない。ただし、立ち上がり支援コースに係る助成金の申請は、事業を実施する年度中も申請できるものとし、その期間は、市長が別に定めるものとする。

(助成金の審査及び交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、助成対象団体が申請の内容等を説明する企画提案発表会を開催し、岩倉市市民活動助成金審査会（次項において「審査会」という。）の意見を聞くものとする。ただし、立ち上がり支援コースに係る申請の場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の審査会の意見を踏まえ、助成金を交付すべきと認めたときは、速やかに助成金の交付を決定するものとする。ただし、立ち上がり支援コースに係る審査については、申請書及び前条第1項各号に掲げる書類によりその内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 3 市長は、助成金の交付又は不交付を決定したときは、岩倉市市民活動助成金交付決定通知書（様式第2）又は岩倉市市民活動助成金不交付決定通知書（様式第3）により、申請書を提出した助成対象者に速やかに通知するものとする。

(事業の変更申請及び変更交付決定)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定通知を受けた団体の代表者（以下「交付対象者」という。）は、第6条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするときは、岩倉市市民活動助成金変更申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請することができない。

- (1) 交付決定を受けた事業の目的、内容等を大幅に変更する場合  
(2) 助成金の額を増額する内容の変更をする場合

- 2 市長は、前項の規定により変更申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該助成事業の内容変更を承認し、岩倉市市民活動助成金変更決定通知書（様式第5）により交付対象者に通知するものとする。

(事業中止の届出)

第9条 交付対象者は、助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ岩倉市市民活動助成金中止届出書（様式第6）を市長に提出し

なければならない。

(実績報告)

第10条 交付対象者は、事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、速やかに岩倉市市民活動助成金実績報告書（様式第7。以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。

(助成金の額の確定及び交付等)

第11条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、岩倉市市民活動助成金確定通知書（様式第8）により交付対象者に通知するものとする。

2 交付対象者は、前項の通知を受けたときは、速やかに助成金を岩倉市市民活動助成金請求書（様式第9）により市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、助成金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

5 前項の規定により概算払を受けようとする交付対象者は、岩倉市市民活動助成金概算請求書（様式第10）により市長に助成金を概算請求するものとする。この場合においては、助成金の交付について、第1項から第3項までの規定を準用する。

(助成金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは助成金の額を減額し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第9条に規定する届出があったとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に助成金が交付されているときは、交付対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるもの

とする。

- 2 市長は、交付対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、第11条第5項の規定により既に当該額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
(岩倉市地域コミュニティ設立準備助成金交付要綱の廃止)
- 2 岩倉市地域コミュニティ設立準備助成金交付要綱（平成23年8月6日施行）は、廃止する。
- 3 令和6年3月31日までの間に限り、この要綱による改正前の岩倉市市民活動助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第1項第2号に規定するステップアップコース（以下「旧ステップアップコース」という。）に係る助成を受けた事業であって、その助成の回数が3回未満のものに係るこの要綱による改正後の岩倉市市民活動助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）第2条第1項第3号に規定する市民提案・公益的事業コースの助成の回数は、新要綱の規定にかかわらず、3から旧ステップアップコースに係る助成を受けた回数を差し引いた数とする。
- 4 旧ステップアップコースに係る助成を3回受けた事業は、新要綱の規定にかかわらず、新要綱第2条第1項第3号に規定する市民提案・公益的事業コースの対象としない。
- 5 旧要綱第3条第1項第3号に規定するイベントコースに係る助成を受けた事業は、新要綱の規定にかかわらず、新要綱第2条第1項第3号に規定する市民提案・公益的事業コースの対象としない。

#### 附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	助成対象経費
報償費	講師又は専門家への謝礼等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、印刷製本費、食糧費等（食糧費は補助対象事業に不可欠とされるものに限る。）
役務費	通信運搬費、保険料、翻訳料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上料等
備品購入費	1品当たり3万円を超えないもの
人件費	事業実施における作業等の人件費（1人1日500円以内、かつ、助成対象経費の総額の3分の1を限度とする。ただし、行政提案・協働事業コースにあっては、この限りでない。）
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

## 備考

次に掲げるものは、上記にかかわらず対象経費としない。

- (1) 助成対象団体及び協働団体の構成員に支払う謝礼等
- (2) 食事及び飲み物のうちアルコール類
- (3) 商品券等の金券の購入代金
- (4) 記念品等の購入経費

- (5) 旅行を目的としたイベント等の旅費
- (6) 家賃（敷金及び礼金を含む。）
- (7) 土地の取得、造成、補償等に関する経費
- (8) 団体の経常的な運営に関する経費（事務局経費等）
- (9) 領収書等により支払ったことを明確にすることのできない経費
- (10) 立ち上がり支援コースに係る備品購入費
- (11) その他事業実施に直接関係のない経費、市長が社会通念上適切でないと認めた経費等

別表第2（第5条関係）

区分	助成金の補助率	限度額	助成の回数
立ち上がり支援コース	100%以内	20,000 円	1団体につき1回限り
はじめの一歩コース	90%以内	50,000 円	1団体につき1回限り
市民提案・公益的事業コース	50%以内	100,000 円	1事業につき3回まで
行政提案・協働事業コース	100%以内	300,000 円	1事業につき連続して2回まで

備考 はじめの一歩コース及び市民提案・公益的事業コースは、助成対象事業を市内で活動する他の団体と協働して行う場合については、補助率を10%加算する。ただし、協働する団体の構成員の半数以上が助成対象団体の構成員と重複する場合は、この限りでない。